

佐賀市景観計画に基づく届出の手引き

本手引きの使い方

この手引きは以下の流れに沿って使用してください。各STEPに、詳細な解説がなされているページを記載していますので、確認して下さい。

STEP1 佐賀市の景観形成の取り組み → P 3

- ・佐賀市がこれまで取り組んできた景観施策について掲載していますので確認してください。
※詳細は、別冊の「佐賀市景観計画」をご覧ください。

STEP2 景観形成の基本理念・基本方針 → P 4

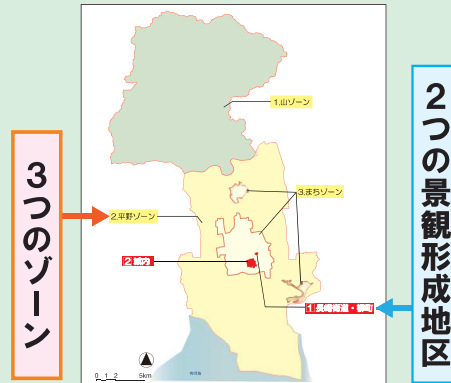
- ・佐賀市の景観形成における基本理念と基本方針について掲載していますので確認してください。
※詳細は、別冊の「佐賀市景観計画」をご覧ください。

STEP3 届出対象区域 → P 5

- ・佐賀市全域が届出の対象となります。
- ・市全域（景観計画区域）を、ゾーン（山、平野、まち）、景観形成地区（長崎街道・柳町、城内）に分けていますので、行為の予定地がどこに該当するか確認して下さい。

ゾーンに
該当します

景観形成地区に
該当します



別冊「佐賀市景観計画に基づく届出の手引き～長崎街道・柳町景観形成地区編～」 「佐賀市景観計画に基づく届出の手引き～城内景観形成地区編～」を参照してください。

STEP4 届出が必要な行為 → P 6

- ・届出が必要となる「規模」や「行為の種類」について示しています。
- ・予定している行為が、「届出が必要な行為」に該当するか確認してください。

該当します

該当しません

届出の必要はありません

STEP5 届出の手続き内容 → P 7～P 8

- ・事前相談から行為完了までの「届出の流れ」や「届出に必要な書類」について示しています。
 - ・届出の流れと、届出の内容ごとに必要な書類について確認してください。
- (1) 届出の流れ (2) 届出に必要な書類

STEP6 ^

STEP6 景観形成方針について

- ・景観形成方針は、本市の景観の多様性と歴史を大切にするために、守っていただく必要がある基本的な考え方と、特に周辺景観への影響が大きい、配置や規模等の事項に関する考え方を示すものです。
- ・佐賀市景観計画では、市全域の方針の他に、本市の持つ多様性に配慮し、建築行為等が行われる場所の景観特性に合わせたものとなるよう、ゾーンごとに景観形成方針を定めています。

山ゾーンの景観形成方針	→	P 9～P 10
平野ゾーンの景観形成方針	→	P 17～P 18
まちゾーンの景観形成方針	→	P 25～P 26

STEP7 景観形成基準について

- ・景観形成基準は、景観形成方針が守られた上で、より周辺景観に調和する建築行為となるために、守っていただく必要がある事項を示したものです。
- ・景観に配慮した建築行為を行うためには、設計、計画時に周辺景観の特徴を調査し、その場所にふさわしいデザインを十分に検討することが必要です。景観形成基準には、ゾーンごとの基準（配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩の一部）と全ゾーン共通の基準（色彩の一部、屋外設備等、外構・緑化）があります。

「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」に関する基準

- ・景観形成基準の中でも「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」の項目は、特に、建築行為等が行われる場所の景観特性に合わせたものとなるよう、ゾーンごとに基準を設け、それについて解説・例示しています。

山ゾーンの景観形成基準	→	P 11～P 16
平野ゾーンの景観形成基準	→	P 19～P 24
まちゾーンの景観形成基準	→	P 27～P 30

「色彩」に関する基準

- ・「色彩」の基準について解説・例示しています。基準の解説の中には、ゾーンごとの基準と、全ゾーン共通の基準があります。

「屋外設備等」「外構・緑化」に関する基準

- ・「屋外設備等」「外構・緑化」について解説・例示しています。全ゾーン共通の基準です。

↓ ガイドラインに沿った計画ができましたら

届出を行って下さい ※行為着手の30日前まで

佐賀市の景観形成の取り組み

佐賀市では、平成2年度に「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成4年度に「佐賀市都市景観条例」を制定して以来、現在まで20年以上にわたって、市民の皆様とともに景観行政を推進してきました。その中で、マンション建設問題をきっかけとした市民意識の高まりを受けての「都市景観形成地区」の指定、景観に対する影響の大きな建築物等を対象とした「大規模建築物等の届出制度」の運用、「景観賞」の表彰による優れた建築物等の推奨、「都市景観重要建築物等」の指定による歴史的建造物保全の推進等、様々な景観施策を展開してきました。

平成16年の景観法制定を受けて、佐賀市は法に基づく「景観行政団体」となり、さらに積極的に景観行政に取り組んできました。平成19年度に「佐賀市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の掲出場所や表示面積のコントロールに取り組んでいます。平成23年度には「佐賀市都市景観基本計画」等をベースとして「佐賀市景観計画」を策定し、市全域を対象とした建築物・工作物の景観誘導と景観上重要なエリアにおける総合的な景観施策の展開を図ることとしました。

「佐賀市景観計画」は、こうした長年にわたる佐賀市の景観行政の積み重ねの上に成り立っており、本市の良好な景観を次の世代に引き継いでいくことを目標として策定されたものであることを、まずはご理解いただきたいと思います。

表：本市における景観施策

年 度	施策等	備考
平成2年度	佐賀市都市景観基本計画の策定	・都市景観の基本方針を示す
平成4年度	佐賀市都市景観条例の制定、施行	
平成7年度	大規模建築物等の届出制度の開始	
平成9年度	景観賞の表彰制度の開始	・平成23年度までに60件を表彰
平成11年度	長崎街道・柳町都市景観形成地区の指定	・長崎街道の歴史性を活かしたまちづくり
平成14年度	城内都市景観形成地区の指定	・佐賀城跡、お堀やみどりなど、 城下町佐賀の風情を活かしたまちづくり
	都市景観重要建築物等の指定制度の開始	・平成23年度までに29件を指定
平成17年度	佐賀県から屋外広告物事務の権限移譲	・主要幹線道路周辺、一般広告物が対象
	景観行政団体に移行	
平成18年度	佐賀市景観計画の策定 (運用は法委任条例制定後)	
平成19年度	佐賀市屋外広告物条例の制定	・対象エリアを市全域に拡大 ・自家用広告物も規制の対象とした
	佐賀市都市景観基本計画の改定	
平成20年度	佐賀市屋外広告物条例の施行	
平成23年度	佐賀市景観条例（法委任）の制定	
	佐賀市景観計画の変更	

景観形成の基本理念・基本方針

佐賀市は、脊振山系、佐賀平野、市街地、有明海等によって構成され、広々とした空の下、豊かで多様な景観を有しています。また、山あいの集落、嘉瀬川や多布施川等の河川、クリークや水路、佐賀城跡や長崎街道等、この地で連綿と続けられてきた人々の暮らしの歴史を伝える景観資源にも恵まれています。

その一方で、周辺の景観に調和していない大規模建築物の増加、屋外広告物の氾濫、公共空間整備におけるデザインの一貫性や連続性の欠如、中心市街地の空洞化、歴史的建造物の減少、山あいでの過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加等、本市の多様で歴史ある景観を損ねる要因も散見されます。

このような現状を踏まえ、本市の良好な景観を後世に引継ぎ、魅力ある地域の形成に寄与するため、市民一人ひとりが、本市の景観の魅力を理解し、その多様性と歴史性を尊重しながら、参加と協働による景観づくりを目指していきます。

■景観形成の基本理念

山、平野、まち、海、空からなる多様な景観とその歴史を大切にし、
魅力ある地域の形成を図る

■景観形成の基本方針

【方針1】自然景観を守る

- ・北部の脊振山系、南部の有明海等の自然景観を守っていきます。
- ・市街地からの山々への眺望景観を大切にします。

【方針2】自然と人の暮らしが織りなす景観を守る

- ・山あいや山すそ、平野における農山村集落、漁村集落等における生活、文化、歴史を大切にし、本市の風土を伝える景観を大切にします。
- ・多布施川、クリーク等に代表される本市の治水、利水の文化を大切にします。

【方針3】歴史を活かした景観形成を推進する

- ・魅力ある地域の形成に向けて、本市の歴史を活かした景観形成を推進します。
- ・城下町としての歴史、水と人との関わりの歴史については、それらに対する十分な理解に基づきながら、安易なデザインを避け、現代の暮らしに寄与する質の高い景観形成を推進します。

【方針4】市民による景観形成活動、まちづくりの活動を支援する

- ・市民、事業者の取り組みにより景観が維持されている様々な景観形成活動を支援します。
- ・景観まちづくりに対する理解を広め、普及・啓発等の取り組みを実行していきます。

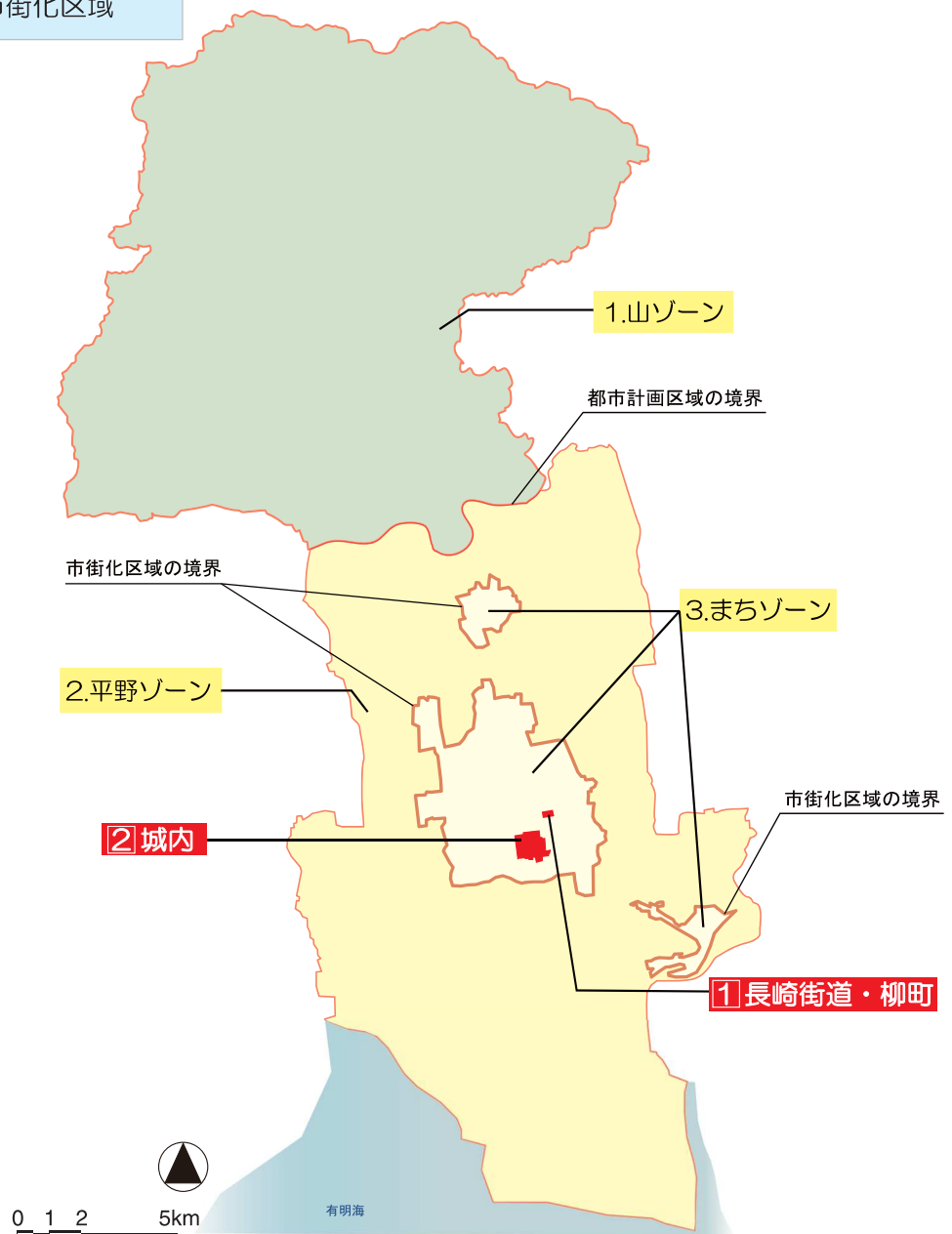
届出対象区域

届出対象区域は市全域です。

多様な景観を有する本市において、良好な景観形成を図っていくためには、それぞれの地域の実情に合った景観の誘導を行うことが必要となります。そのため、市域を「山ゾーン」「平野ゾーン」「まちゾーン」に分け、景観形成方針や景観形成基準に基づき、景観誘導を行っていきます。

<ゾーンの範囲>

1. 山ゾーン：都市計画区域外
2. 平野ゾーン：市街化調整区域
3. まちゾーン：市街化区域



※赤枠で示している景観形成地区（①長崎街道・柳町、②城内）は、別途届出の手引きを作成しています。「佐賀市景観計画に基づく届出の手引き～長崎街道・柳町景観形成地区編～」 「佐賀市景観計画に基づく届出の手引き～城内景観形成地区編～」をそれぞれ参照してください。

届出が必要な行為

以下の行為に該当する場合は届出が必要になります。また、届け出た内容を変更する場合は、変更の届出が必要です。

(1) 建築物

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（下記のいずれかに該当する場合）

- ア. 高さが 15m を超えるもの
- イ. 地上の階数が 4 階以上のもの
- ウ. 延べ面積が 500 m² を超えるもの

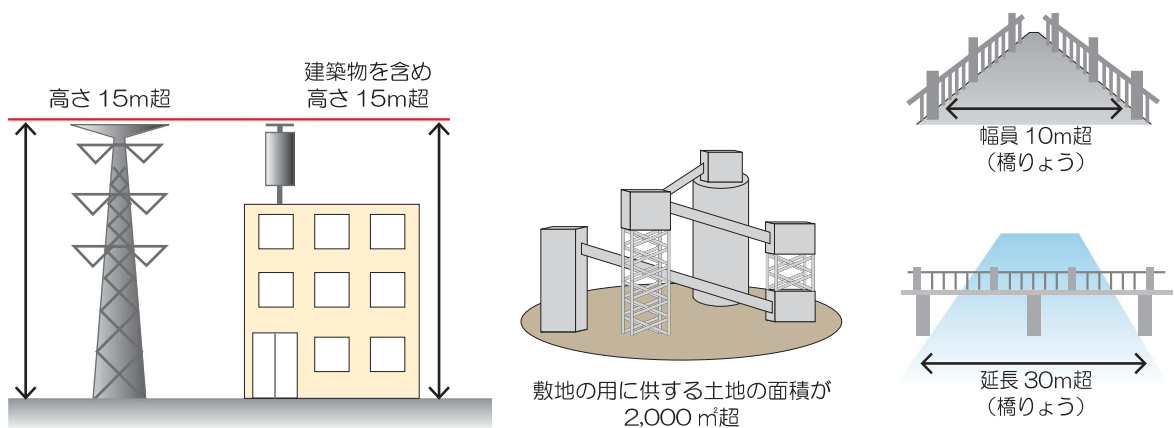
※ただし、既存の建築物が、増築又は改築により新たに上記のいずれかに該当することとなる場合を含みます。

(2) 工作物

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（下記のいずれかに該当する場合）

- ア. 高さ 15m を超えるもの（建築物と一体となって設置される場合には、合計の高さが 15m を超えるもの）
- イ. その敷地の用に供する土地の面積が 2,000 m² を超えるもの
- ウ. 幅員 10m を超える、又は延長が 30m を超える橋りょうその他これに類するもの

※ただし、既存の工作物が、増築又は改築により新たに上記のいずれかに該当することとなる場合を含みます。



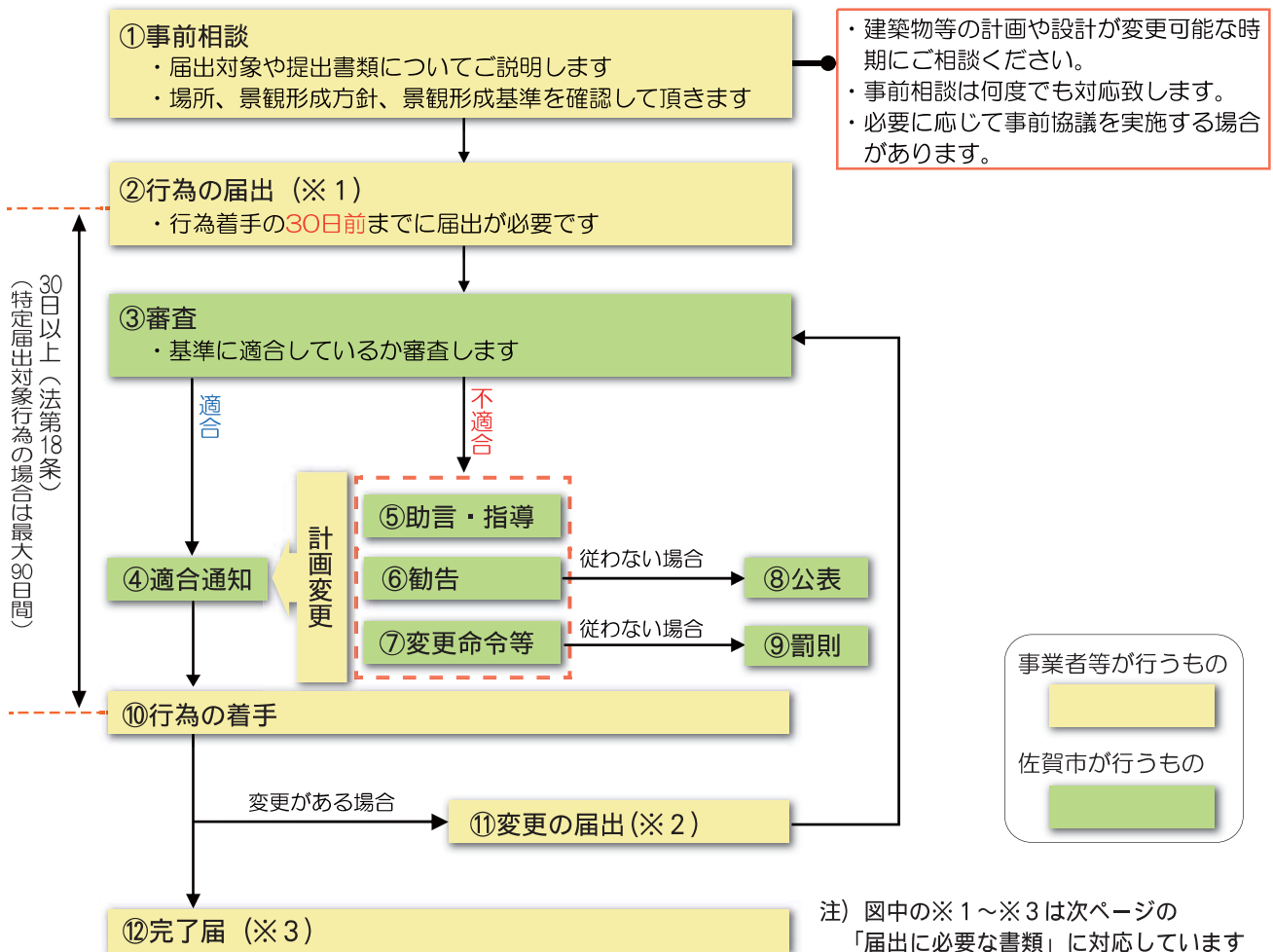
※通常の管理行為、軽易な行為などについては届出が不要です（41 ページ参照）。詳しくは担当課までお問い合わせください。

届出の手続き内容

(1) 届出の流れ

届出の流れは、以下のとおりです。

必要に応じて「景観アドバイザー」や「佐賀市景観審議会」に意見を聴くこととします。



【公表について】

- ・ 勧告に従わない場合は、公表することがあります。

【罰則について】

以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・ 届出をしない場合、虚偽の届出をした場合（30万円以下の罰金）
- ・ 行為の着手制限期日を守らず着手した場合（30万円以下の罰金）
- ・ 変更命令に従わない場合（50万円以下の罰金）
- ・ 原状回復命令に従わない場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

景観アドバイザー制度

景観アドバイザー制度とは、より良い景観を形成するため、建築、土木、造園、都市計画、色彩計画など様々な立場の専門家が、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う制度のことです。佐賀市では必要に応じて派遣する景観アドバイザーの活用を推進します。

その他留意して頂きたい条例等

- ・ 佐賀市屋外広告物条例、風致条例、みどりあふれるまちづくり条例、地区計画 など

(2) 届出に必要な書類

行為の届出(※1)、変更の届出(※2)

「景観計画区域における行為の(変更)届出書」に、以下の図書が必要です。(正副2部必要)

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

種類	縮尺	備考	確認欄
位置図	2, 500分の1以上		
配置図	200分の1以上		
各階の平面図 ^{注)}	200分の1以上		
各面の立面図	200分の1以上	着色し、各部分のマンセル値及び仕上げ方法を記載すること。	
外構平面図	200分の1以上	垣、柵、塀、門、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成を記載すること。	
現況写真		行為地を含む付近の状況が分かる2方向以上から撮影したカラー写真。	
完成予想図		着色し、建築物及びその周辺状況を示すこと。	
チェックリスト			
その他参考となるべき事項を記載した図書			

注)「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」の場合は不要

②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

種類	縮尺	備考	確認欄
位置図	2, 500分の1以上		
配置図	200分の1以上		
各面の立面図	200分の1以上	着色し、各部分のマンセル値及び仕上げ方法を記載すること。	
外構平面図	200分の1以上	垣、柵、塀、門、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成を記載すること。	
現況写真		行為地を含む付近の状況が分かる2方向以上から撮影したカラー写真。	
完成予想図		着色し、工作物及びその周辺状況を示すこと。	
チェックリスト			
その他参考となるべき事項を記載した図書			

完了届(※3)

「完了届」に、以下の図書が必要です。

- 完了した後の状況を示す写真(2方向以上から撮影したものであって、色彩を識別することができるものに限る)

山ゾーンの景観形成方針

景観形成方針は、本市の景観の多様性と歴史を大切にするために、守っていただく必要がある基本的な考え方です。

山ゾーンは、脊振山系のみどり豊かな山林が大部分を占めており、山あいには、農地と集落が一体となった、懐かしさが感じられる景観を形成しています。また、山林に取り囲まれるように北山ダムや嘉瀬川ダムが位置し、唐津市や福岡市へ繋がる国道がゾーンの南北を貫いています。

したがって、山ゾーンを①山林、②山あいの集落、③ダム湖周辺、④国道 263 号・323 号沿道に分類し、それぞれの景観が持つ特性と、建築行為等を実施する際の考え方を示します。



①山林の景観形成方針

山ゾーンは、その大部分を脊振山系をはじめとするみどり豊かな山林が占めています。こうした自然景観や集落景観を守るため、山林における建築行為等は、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、周辺の景観と調和したものとすることを原則とします。



- 山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 既存の地形、土地利用に配慮し、改変は必要最小限とする。
- 宅地開発等を行う際には、自然環境や既存の生活環境への影響を最小限とするように、建築計画・排水計画等において十分に配慮し、周辺の山林の自然景観に調和する建築物等の形態やゆとりある配置とする。

②山あいの集落の景観形成方針

山あいには、棚田や段々畑、民家等から構成される、自然と人の暮らしが織りなす集落景観が残されています。こうした集落景観を守るため、集落における建築行為等は、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることを原則とします。



- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 既存の地形、土地利用に配慮し、改変は必要最小限とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、河川、文化的景観（棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

③ダム湖周辺、④国道 263 号・323 号沿道の景観形成方針

山ゾーンには、北山ダムや嘉瀬川ダムが位置し、唐津市や福岡市へ繋がる国道が南北に貫いています。これらは本市の代表的な観光資源としての役割を担っており、市民の日常的なレクリエーション施設としても機能しています。ダム湖周辺や国道沿いにおける建築行為等は、より魅力ある地域の形成に向けて、質の高い景観形成に寄与するよう、周辺の自然景観等と調和すること、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。



- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- ダム湖や周辺の自然景観や山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、河川、文化的景観（棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

山ゾーンの景観形成基準

山ゾーンの景観形成基準を以下に示します。景観形成基準は、景観形成方針が守られた上で、より周辺景観に調和する建築行為等となるために、守っていただく必要がある事項を示したものです。

項目	景観形成基準	掲載ページ	
建築物・工作物等	配置	□周辺の自然景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。	P12
		□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。	P13
	高さ・規模	□周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。	P14
		□脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。	P15
	形態・意匠	□周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠となるよう努める。	P16
		□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。	P16
		□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。	P16
	色彩	□マンセル表色系を用いた色彩基準を守る。	P31
		□周辺の自然景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める。	P32
		□使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。	P33
		□対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。	P34
	屋外設備等	□屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。	P37
		□屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。	P37
		□付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。	P38
		□地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	P38
	外構・緑化	□駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。	P39
		□柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。	P39
		□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、脊振山系等の山々への眺望景観に配慮する。	P40
□緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。		P40	
□敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。		P40	

「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」に関する基準

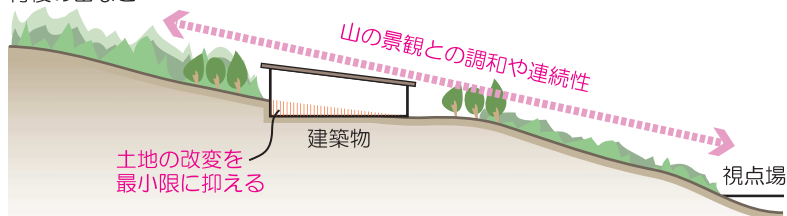
〈配置〉

□周辺の自然景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置と努める。

周辺の自然景観、集落景観等の特徴を十分に把握し、既存の樹林や水辺等の環境、地形や道路等の形状を大きく変えないような配置計画となるよう心がけてください。

●土地の改変を行う場合には

背後の山など



大幅な土地の改変を行わず、既存の地形を活かすことで、調和や連続性をつくることができます。

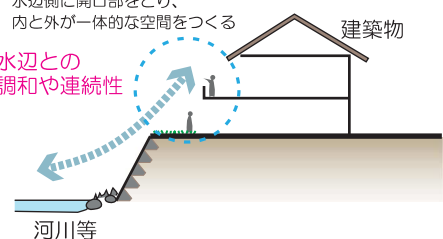


背後の山の景観と調和した例 (山ゾーン)

●水辺等が周辺にある場合には

水辺側に開口部をとり、内と外が一体的な空間をつくる

水辺との調和や連続性

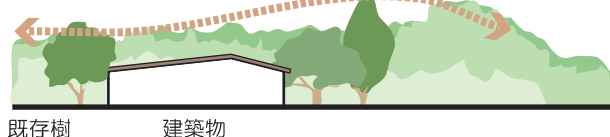


水辺等との空間的な一体感を持たせた配置により、調和や連続性をつくることができます。

●樹木や樹林が周辺にある場合には

周辺の樹林との調和や連続性

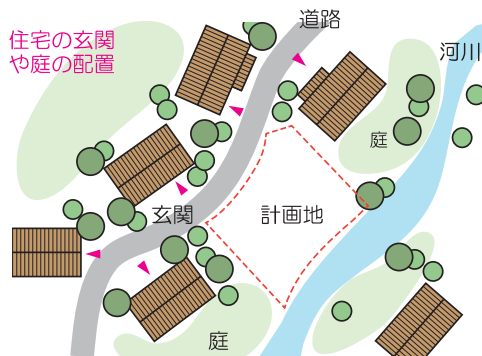
背後の山など



既存樹を残し、その高さや配置を活かすことで、周辺の樹林との調和や連続性をつくることができます。

●特に、②山あいの集落では

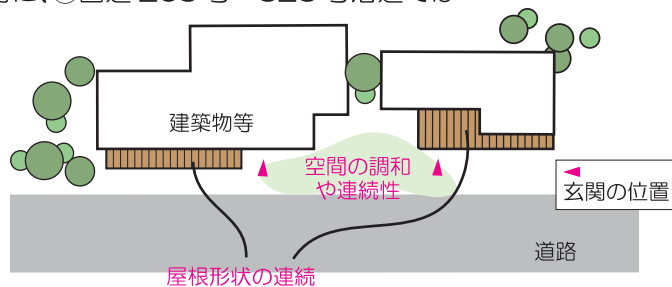
住宅の玄関や庭の配置



集落の配置等の特徴を十分に把握し、既存の建築物の配置（建築物の向きや道路、水辺、地形等との関係）を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

玄関の位置

●特に、④国道 263 号・323 号沿道では



周辺の沿道景観の特徴を十分に把握し、道路との距離や建築物の向き（開口部や屋根形状の連続）、既存の建築物の配置を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

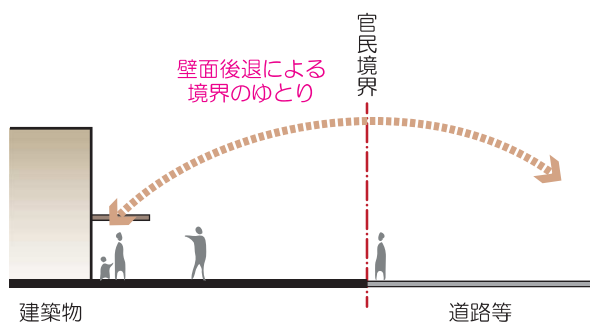


国道 263 号沿道における建築物の配置の工夫の例 (山ゾーン)

□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。

高木や低木を組み合わせた植栽スペースを十分に取るなどして、道路や隣地との境界にゆとりを持たせることが大切です。

●壁面をできるだけ後退させましょう

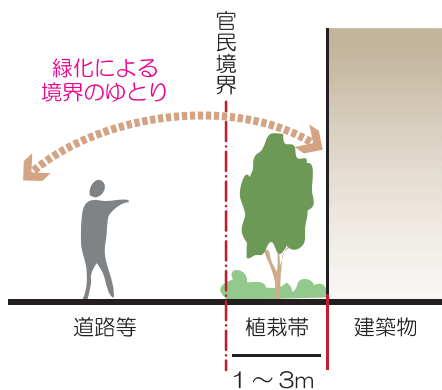


できるだけ、道路等の公共の空間から壁面を後退させることで、空間的な広がりを生み、ゆとりある空間をつくることができます。



壁面後退の例（山ゾーン）

●緑化スペースをつくる場合には

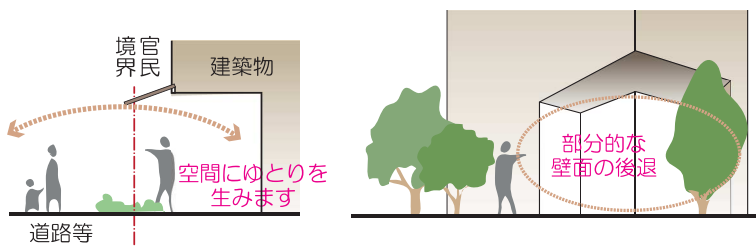


道路境界からは、目安として1m程度の植栽帯、中高木植栽を行う際は3m程度後退することで、緑化スペースが確保できます。



道路境界から後退し適度な緑化を行った例（山ゾーン）

●空間に奥行き感や変化をもたせるためには



建築物全体の壁面を後退することが困難な場合は、低層階のみの後退や入口部分等の部分的な後退により、空間に奥行き感や変化が生まれ、ゆとりある空間をつくることができます。



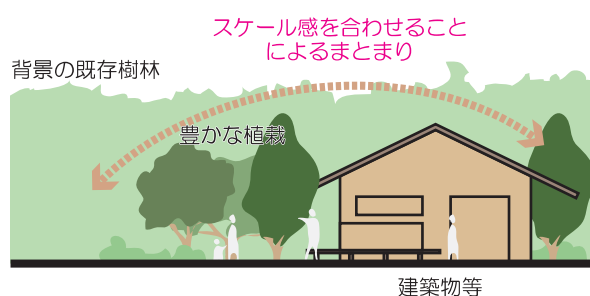
部分的に後退させ空間に奥行き感をもたせている例（山ゾーン）

〈高さ・規模〉

□周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。

●①山林、③ダム湖周辺では

周辺の自然景観の特徴を十分に把握し、既存の樹林や水辺等の景観の中で、自然景観と建築物等とのバランスに配慮した計画となるよう心がけてください。



できるだけごちんまりとしたスケール感を大切に、樹林の高さ（12m～15m程度）を超えないようにすることで、周辺景観への配慮ができます。



自然景観との調和の例（山ゾーン）

●②山あいの集落、④国道263号・323号沿道では

周辺の集落景観、沿道景観の特徴を十分に把握し、既存の建築物等の高さ・規模を参考にし、周辺景観のスケール感を大きく変えないような高さ・規模となるよう心がけてください。



山の集落における集落景観との調和の例
（山ゾーン）



国道323号における沿道景観との調和の例
（山ゾーン）

建築物の高さを一定の範囲内で合わせることで、周辺景観への配慮ができます。（目安として、山ゾーンには平屋もしくは10m以下（2階建て程度）の建築物が多いため、それを超えない高さ・規模とする。）

□脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。

脊振山系等の山々への眺望や離れたところから見た景観の特徴を十分に把握し、その景観を大きく変えるような高さとならないよう心がけてください。

●①山林では



視点場を平野部や付近の道路上に設け、視点場から見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。

●②山あいの集落では



視点場を集落の外に設け、視点場から集落全体を見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は山ゾーンの例)

●③ダム湖周辺では



視点場をダム湖周辺(ダムに面した国道沿い、商業施設、展望台など)に設け、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は山ゾーンの例)

●④国道 263 号・323 号沿道では



視点場を道路上に設け国道 263 号、323 号沿道を通りながら見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は山ゾーンの例)

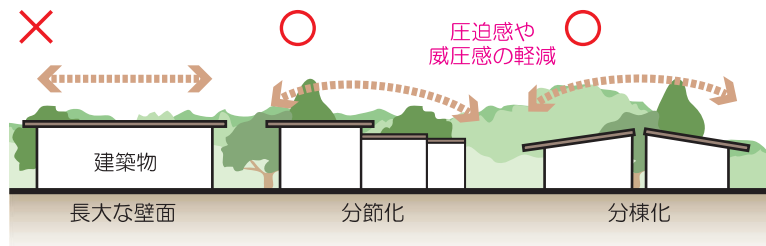
〈形態・意匠〉

□周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いたある形態・意匠となるよう努める。

周辺の自然景観や集落景観等の特徴を十分に把握し、山林のみどりや潤いのある水辺から構成される山の景観の中で、できるだけ違和感がないような落ち着いたある形態・意匠となるよう心がけてください。

□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。

●分節化、分棟化による工夫



幅10mを超えるような長大な壁面をつくらず、分節化または分棟化することで、山林、農地、河川等で構成される山の景観に与える影響を軽減することができます。



分節化、分棟化の例（山ゾーン）

●デザインの工夫



素材や色彩の使い方、または壁面に凹凸をつけるなどのデザインの工夫により、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

●上層部の壁面を後退



3階建てや10mを超えるような建築物においては、上層部分の壁面を後退させることで、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。

周辺の自然景観等の特徴を十分に把握し、山林のみどりや潤いのある水辺等を背景とした、山の景観に馴染む外装材の使用を心がけてください。



自然素材（木材、漆喰、レンガ、石材、瓦等）など、時間の経過とともに変化し、周辺の景観と馴染む素材を使用する（全面でなくとも部分的に）ことで、山の景観に調和することができます。（写真は山のゾーンの例）



自然素材を使用しない場合には、外観の仕上げが人工的にならないような工夫（自然素材に近い風合い）を行うことで、山の景観に与える影響を軽減することができます。（写真は他都市の例）

平野ゾーンの景観形成方針

景観形成方針は、本市の景観の多様性と歴史を大切にするために、守っていただく必要がある基本的な考え方です。

平野ゾーンの北部には山すそが東西に広がり、平野側からの眺望景観の背景となっています。市街地を囲むように、集落やクリーク・水路と一体となった田園が広がり、さらに南には干拓地や干潟（有明海）が広がっています。また、佐賀空港や佐賀大和インターチェンジに繋がる幹線道路がゾーンの南北を貫き、嘉瀬川や筑後川がゾーンの西端、東端を雄大に流れています。

したがって、平野ゾーンを①山すそ、②田園と集落、③干拓地・干潟（有明海）、④幹線道路等沿道、⑤嘉瀬川・筑後川沿いに分類し、それぞれの景観が持つ特性と、建築行為等を実施する際の考え方を示します。



①山すその景観形成方針

平野ゾーンの北部に位置する山すそには、佐賀平野の眺望景観の背景となる山々が連なり、そこでは段々畑や果樹園、ため池、寺社、豊かなみどり等が一体となった美しい景観を形成しています。また、水源かん養機能や生物多様性等を維持しており、こうした景観と環境を今後も維持していくため、ここでの建築行為等は、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることを原則とします。



- 山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 土地の改変を極力小さくし、既存の地形に極力合わせた配置とする。
- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 宅地開発等を行う際には、自然環境や既存の生活環境への影響を最小限とするように、建築計画・排水計画等において十分に配慮し、周辺の山林の自然景観に調和する建築物の形態やゆとりある配置とする。
- 歴史的建造物、樹木、古墳、寺社、河川、文化的景観（ため池、棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

②田園と集落、③干拓地・干潟（有明海）、⑤嘉瀬川・筑後川沿いの景観形成方針

まちゾーンを囲むように、集落、農地、クリークや水路、干拓地、干潟（有明海）が広がっています。古くから人々が暮らしてきた結果として形成された田園景観等は、本市を代表する景観として、将来に渡って守っていく必要があります。こうした景観を維持するため、ここでの建築行為等は、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観に調和したものとすることを原則とします。



- 周辺の田園景観や北部の山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 土地の改変を極力小さくし、既存の地形に極力合わせた配置とする。
- 農地においては、できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 歴史的建造物、樹木、クリーク・水路、干拓堤防、寺社、文化的景観（集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 嘉瀬川、筑後川等の主要河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに配慮した高さ・規模、形態とする。

④幹線道路等沿道の景観形成方針

平野ゾーンには、本市の玄関口となる佐賀空港や佐賀大和インターチェンジが位置し、それらと市街地を繋ぐ幹線道路がゾーンを南北に貫いています。こうした景観を維持するため、佐賀空港や佐賀大和インターチェンジ周辺、幹線道路沿いにおける建築行為等は、質の高い沿道景観の形成に寄与するよう、周辺の景観と調和すること、積極的に緑化を図り、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。



- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 周辺の自然景観への眺望を遮らず、景観にゆとりや潤いを生み出すよう配慮する。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、文化的景観（集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

平野ゾーンの景観形成基準

平野ゾーンの景観形成基準を以下に示します。景観形成基準は、景観形成方針が守られた上で、より周辺景観に調和する建築行為等となるために、守っていただく必要がある事項を示したものです。

項目	景観形成基準	掲載ページ	
建築物・工作物等	配置	□周辺の田園景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。	P20
		□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。	P21
	高さ・規模	□周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。	P22
		□山すそや脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。	P22、23
	形態・意匠	□周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠となるよう努める。	P24
		□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。	P24
		□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。	P24
	色彩	□マンセル表色系を用いた色彩基準を守る。	P31
		□周辺の田園景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める。	P32
		□使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。	P33
		□対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。	P34
	屋外設備等	□屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。	P37
		□屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。	P37
		□付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。	P38
	外構・緑化	□地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	P38
		□駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。	P39
□柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。		P39	
□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、山すそや脊振山系等の山々、広大な田園等への眺望景観に配慮する。		P40	
□緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。		P40	
	□敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。	P40	

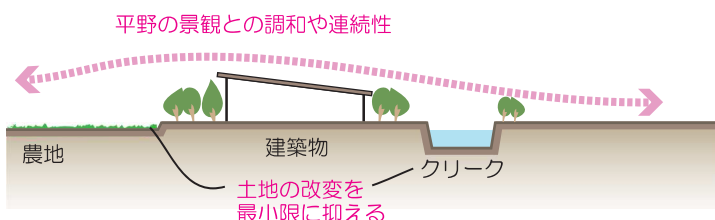
「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」に関する基準

〈配置〉

□周辺の田園景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置と努める。

周辺の田園景観、集落景観等の特徴を十分に把握し、既存の樹林や水辺、田園、クリーク等の環境や背景となる山すそ景観を大きく変えないような配置計画となるよう心がけてください。

●土地の改変を行う場合には

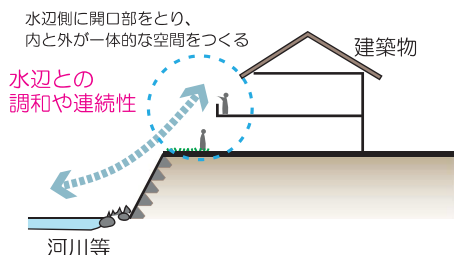


大幅な土地の改変を行わず、既存の地形を活かすことで、調和や連続性をつくることができます。



背後の山の景観と調和した例（平野ゾーン）

●水辺等が周辺にある場合には



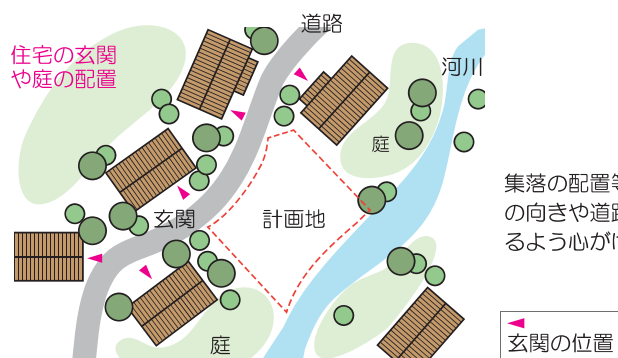
水辺等との空間的な一体感を持たせた配置により、調和や連続性をつくることができます。

●樹木や樹林が周辺にある場合には



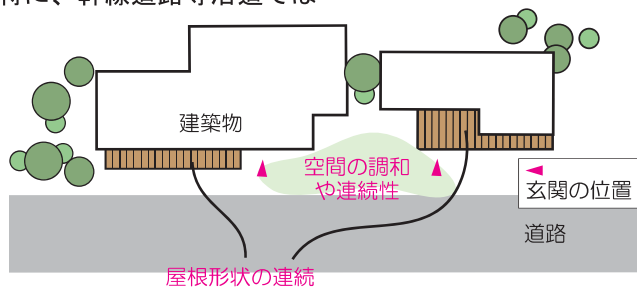
既存樹を残し、その高さや配置を活かすことで、周辺の樹林との調和や連続性をつくることができます。

●特に、集落がある場所では



集落の配置等の特徴を十分に把握し、既存の建築物の配置（建築物の向きや道路、水辺、地形等との関係）を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

●特に、幹線道路等沿道では



周辺の沿道景観の特徴を十分に把握し、道路との距離や建築物の向き（開口部や屋根形状の連続）、既存の建築物の配置を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

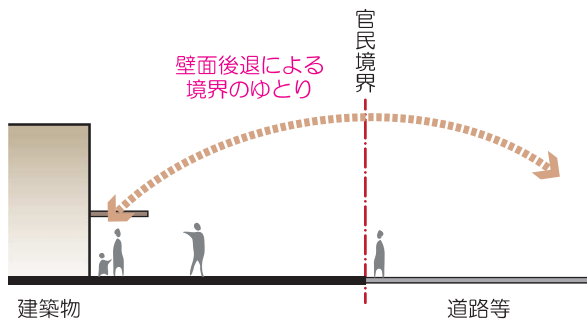


幹線道路沿道における建築物の配置の工夫の例（まちゾーン）

□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。

高木や低木を組み合わせた植栽スペースを十分に取るなどして、道路や隣地との境界にゆとりを持たせることが大切です。

●壁面をできるだけ後退させましょう

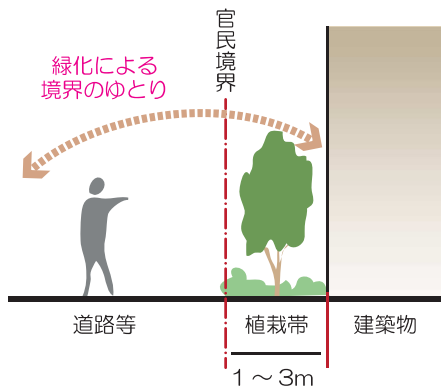


できるだけ、道路等の公共の空間から壁面を後退させることで、空間的な広がりを生み、ゆとりある空間をつくることができます。



壁面後退の例（平野ゾーン）

●緑化スペースつくる場合には

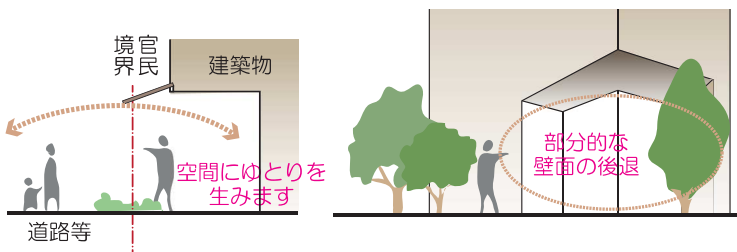


道路境界からは、目安として1m程度の植栽帯、中高木植栽を行う際は3m程度後退することで、緑化スペースが確保できます。



道路境界から後退し適度な緑化を行った例（平野ゾーン）

●空間に奥行き感や変化をもたせるためには



建築物全体の壁面を後退することが困難な場合は、低層階のみの後退や入口部分等の部分的な後退により、空間に奥行き感や変化が生まれ、ゆとりある空間をつくることができます。

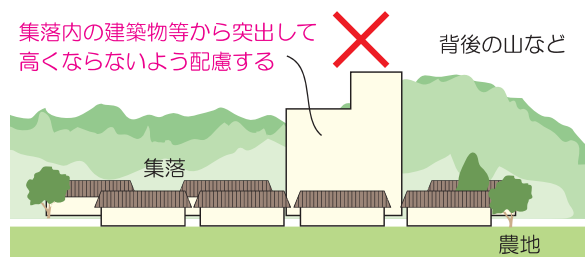


部分的に後退させ空間に奥行き感をもたせている例（まちゾーン）

〈高さ・規模〉

□周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。

周辺の田園景観、集落景観等の特徴を十分に把握し、既存の建築物の高さ・規模を参考にし、周辺景観のスケール感を大きく変えないような高さ・規模となるよう心がけてください。



建築物等の高さを一定の範囲内で合わせることで、周辺景観への配慮ができます。(目安として、平野ゾーンには10m以下(2階建て程度)の建築物が多いため、それを超えない高さ・規模とする。)

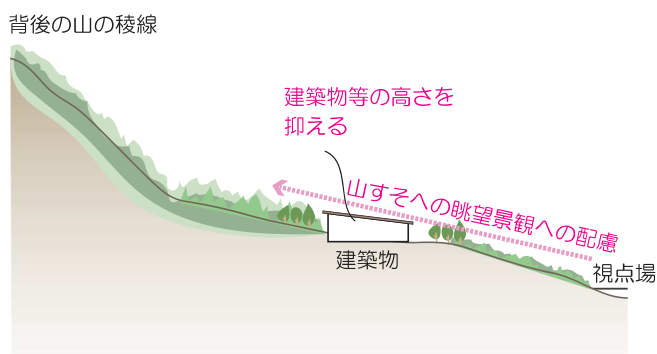


まとまりのある高さの集落の例(平野ゾーン)

□山すそや脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。

脊振山系等の山々への眺望や離れたところから見た景観の特徴を十分に把握し、その景観を大きく変えるような高さとならないよう心がけてください。

●①山すそでは



視点場を佐賀市の玄関口の一つである佐賀大和インターチェンジ付近やその他の長崎自動車道付近の道路に設け、視点場から見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。



稜線を遮らない高さの例(平野ゾーン)

●②田園と集落では



視点場を集落の外に設け、視点場から集落全体を見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は平野ゾーンの例)

●③干拓地・干潟（有明海）では



視点場を海岸線沿いの道路や堤防等に設け、視点場から見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は平野ゾーンの例)

●④幹線道路等沿道では



視点場を道路上に設け、幹線道路等を通行しながら見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は平野ゾーンの例)

●⑤嘉瀬川・筑後川沿いでは



視点場を河川周辺の場所（河川沿いの道路・歩道、施設、展望台など）に設け、視点場から見た際に、建築物等が山の稜線を超えないようにすることで、眺望景観への配慮ができます。(写真は平野ゾーンの例)

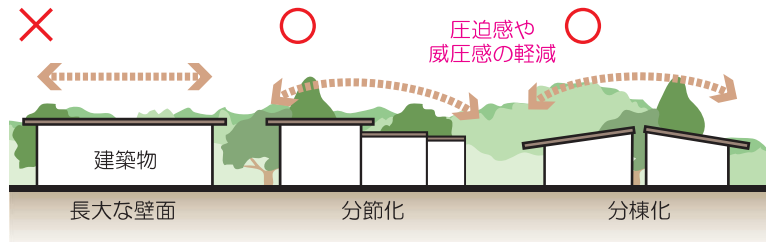
〈形態・意匠〉

□周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いたある形態・意匠となるよう努める。

周辺の田園景観や集落景観等の特徴を十分に把握し、背景となる山すそ、広がりのある田園、潤いのある水辺等から構成される平野の景観の中で、できるだけ違和感がないような落ち着いたある形態・意匠となるよう心がけてください。

□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。

●分節化、分棟化による工夫



分節化、分棟化の例（山ゾーン）

幅10mを超えるような長大な壁面をつくらず、分節化または分棟化することで、山すそ、田園、河川等で構成される平野の景観に与える影響を軽減することができます。

●デザインの工夫



素材や色彩の使い方、または壁面に凹凸をつけるなどのデザインの工夫により、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

●上層部の壁面を後退



3階建てや10mを超えるような建築物においては、上層部分の壁面を後退させることで、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。

周辺の景観の特徴を十分に把握し、山すそのみどりや広がりのある田園、潤いのある水辺等を背景とした、平野の景観に馴染む外装材の使用を心がけてください。



自然素材（木材、漆喰、レンガ、石材、瓦等）など、時間の経過とともに変化し、周辺の景観と馴染む素材を使用する（全面でなくとも部分的に）ことで、平野の景観に調和することができます。（写真は山のゾーンの例）



自然素材を使用しない場合には、外観の仕上げが人工的にならないような工夫（自然素材に近い風合い）を行うことで、平野の景観に与える影響を軽減することができます。（写真は他都市の例）

まちゾーンの景観形成方針

景観形成方針は、本市の景観の多様性と歴史を大切にするために、守っていただく必要がある基本的な考え方です。

まちゾーンの中心部は、城内、長崎街道、佐賀駅、商業地等から構成され、本市の歴史的、都市的要素が集中する地域で、その周りを取り囲むように住宅地等や環状線等があります。

したがって、まちゾーンを①佐賀城下町周辺、②住宅地等、③環状線等沿道に分類し、それぞれの景観が持つ特性と、建築行為等を実施する際の考え方を示します。



①佐賀城下町周辺の景観形成方針

佐賀城下町周辺エリアは、歴史景観と都市景観で構成されています。歴史景観は、城下町佐賀の歴史を伝えるものであるとともに、本市の観光拠点として重要な役割を担っており、また、都市景観は活力と賑わいの形成が求められる場所です。ここでの建築行為等は、地域の歴史や行政による各種計画・事業、住民による取り組み等に対する理解を深め、エリア全体において、デザインの一貫性や連続性を意識することが重要です。



- 佐賀駅周辺やシンボルロード沿いでは、賑わいと潤いが感じられる魅力的な景観形成に努める。
- 佐賀駅周辺やシンボルロード沿い等で、歩行者空間（歩道等）に面した部分は、できるだけ壁面等を後退し、緑陰を生む中高木やベンチスペースを設ける等の工夫により、歩いて楽しさを感じることができる空間づくりに努める。
- 周辺地域の景観特性に調和することを基本とし、地域の景観特性を伸張させる要素の導入や敷地内緑化等、良好な景観形成に寄与するよう努める。
- 歴史的建造物、樹木、城跡、お堀、長崎街道、街道沿いのまちなみ、クリーク・水路、石橋、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 多布施川、松原川等の河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに配慮した高さ・規模、形態とする。

②住宅地等の景観形成方針

佐賀城下町周辺エリアを取り囲む住宅地等では、閑静で快適な住宅地景観等が形成されています。ここでの建築行為等は、周辺の景観と調和すること、積極的に緑化を図り、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。



- 住宅地では、閑静な佇まいを創るために、低層を基本とし、ゆとりと潤いのある景観形成に努める。
- 歴史的建造物、樹木、クリーク・水路、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 多布施川等の河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに調和した高さ・規模、形態とする。

③環状線等沿道の景観形成方針

まちゾーンを通る環状線や幹線道路沿いは、大型店舗が多く立地し、ロードサイドの景観が形成されています。環状線や幹線道路沿いでは、賑わいのある景観を形成していくとともに、市民が日常的に目にする景観であることから、煩雑とにならないよう配慮する必要があります。ここでの建築行為等は、周辺の景観と調和すること、道路からできるだけ後退し、街路樹等による緑化等により、ゆとりある景観を創ることを原則とします。



- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 北部の山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

まちゾーンの景観形成基準

まちゾーンの景観形成基準を以下に示します。景観形成基準は、景観形成方針が守られた上で、より周辺景観に調和する建築行為等となるために、守っていただく必要がある事項を示したものです。

項目		景観形成基準	掲載ページ
建築物・工作物等	配置	□周辺の自然景観やまちなみ等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。	P28
		□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。	P29
	高さ・規模	□周辺のまちなみ等から著しく突出したり、過度な圧迫感を与えない高さ・規模となるよう努める。	P29
	形態・意匠	□周辺のまちなみ等との調和に配慮し、まとまりのある形態・意匠となるよう努める。	P30
		□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。	P30
		□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。	P30
	色彩	□マンセル表色系を用いた色彩基準を守る。	P31
		□周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努める。	P33
		□使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。	P33
		□対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。	P34
	屋外設備等	□屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。	P37
		□屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。	P37
		□付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。	P38
		□地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	P38
外構・緑化	□駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。	P39	
	□柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。	P39	
	□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。	P40	
	□緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。	P40	
	□敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。	P40	

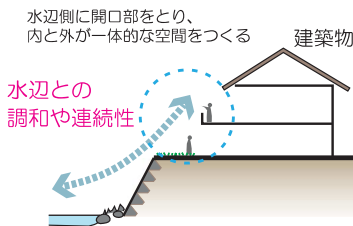
「配置」「高さ・規模」「形態・意匠」に関する基準

〈配置〉

□周辺の自然景観やまちなみ等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。

周辺の自然景観、まちなみ等の特徴を十分に把握し、樹木や水辺等の環境や、既存の建築物等と調和するような配置計画となるよう心がけてください。

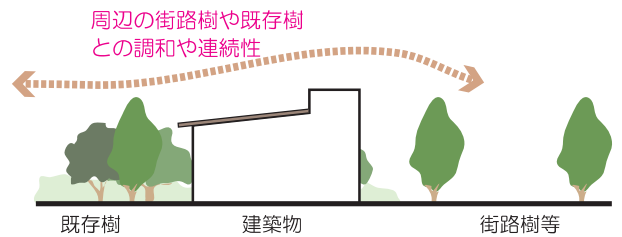
●水辺等が周辺にある場合には



水辺と調和した空間の例（まちゾーン）

水辺等との空間的な一体感を持たせた配置により、調和や連続性をつくることができます。

●樹木が周辺にある場合には



既存樹を残し、その高さや配置を活かすことで、調和や連続性をつくることができます。

●特に、シンボルロード周辺では



隣接する建築物の壁面の位置に合わせることが基本ですが、シンボルロード周辺は、魅力ある景観形成が求められる場所であることから、積極的に壁面を後退し、オープンスペースを確保することで、空間的な広がりや連続性をつくるよう心がけてください。

●特に、歴史的なまちなみが残る場所では



長崎街道などの歴史的なまちなみを残す場所では、かつて建築物の壁面の位置や軒の高さ等を統一することで連続したまちなみを形成していました。現在は失われつつありますが、歴史的まちなみの背景を理解し、できるだけ周辺に合わせた配置とすることで、連続性に配慮することができます。（写真はまちゾーンの例）

●特に、クリークの日常的な利用が続けられている地区では



既存の建築物とクリークとの関係を十分に把握し、参考にした配置計画を心がけてください。例えば、クリーク側に開口部を設け、棚路等のクリークの日常的な利用のための空間を大切にします等。（写真はまちゾーンの例）

●特に、環状線等沿道では

周辺の沿道景観の特徴を十分に把握し、道路との距離や建築物の向き（開口部や屋根形状の連続）、既存の建築物の配置を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

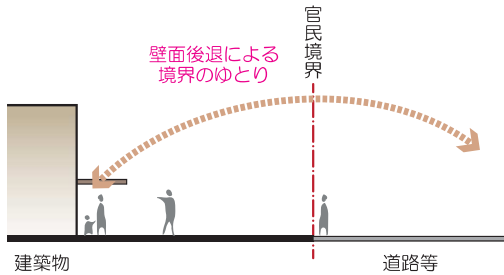
●これら以外の住宅地では

住宅地の配置等の特徴を十分に把握し、既存の建築物の配置（建築物の向きや道路、水辺等との関係）を参考にした配置計画となるよう心がけてください。

□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。

高木や低木を組み合わせた植栽スペースを十分にとるなどして、道路や隣地との境界にゆとりを持たせることが大切です。

●壁面をできるだけ後退させましょう

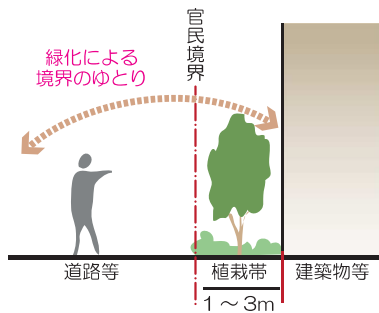


できるだけ、道路等の公共の空間から後退させることで、空間的な広がりを生み、ゆとりある空間をつくることができます。



壁面後退の例（まちゾーン）

●緑化スペースをつくる場合には

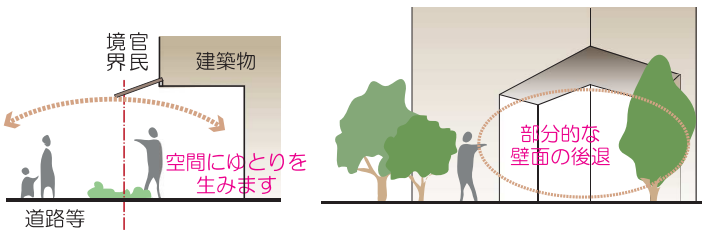


道路境界からは、目安として1m程度の植栽帯、中高木植栽を行う際は3m程度後退することで、緑化スペースが確保できます。



道路境界から後退し適度な緑化を行った例（まちゾーン）

●空間に奥行き感や変化をもたせるためには



建築物全体の壁面を後退することが困難な場合は、低層階のみの後退や入口部分等の部分的な後退により、空間に奥行き感や変化が生まれ、ゆとりある空間をつくることができます。

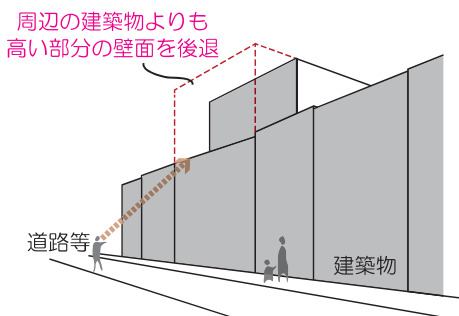


部分的に後退させ空間に奥行き感をもたせている例（まちゾーン）

〈高さ・規模〉

□周辺のまちなみ等から著しく突出したり、過度な圧迫感を与えない高さ・規模となるよう努める。

周辺の建築物、まちなみ景観の高さの特徴を十分に把握し、既存の建築物の高さ・規模を参考にし、周辺景観のスケール感を大きく変えないような高さ・規模となるよう心がけてください。



建築物の高さを一定の範囲内で合わせることで、周辺のまちなみに配慮することができます。建築物が高層になる場合には、周辺の建築物と同程度の高さまでは合わせ、それより上部は後退させることで、圧迫感を軽減することができます。



周辺と高さをあわせた例（まちゾーン）

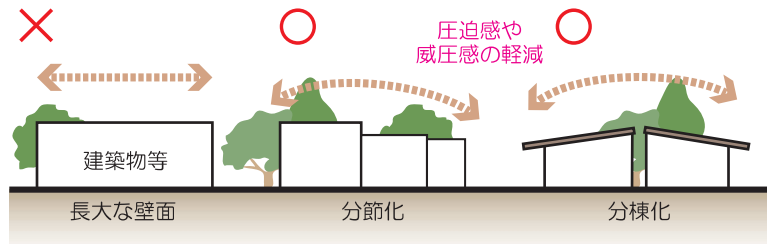
〈形態・意匠〉

□周辺のまちなみ等との調和に配慮し、まとまりのある形態・意匠となるよう努める。

周辺のまちなみ等の特徴を十分に把握し、賑わいのあるシンボルロードや、歴史的景観、住宅地や環状線等から構成されるまちの景観の中で、できるだけ違和感がないようなまとまりのある形態・意匠となるよう心がけてください。

□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。

●分節化、分棟化による工夫



分節化、分棟化の例（山ゾーン）

幅10mを超えるような長大な壁面をつくらず、分節化または分棟化することで、圧迫感や威圧感、周辺の景観に与える影響を軽減することができます。

●デザインの工夫



素材や色彩の使い分け、壁面に凹凸をつけるなどのデザインの工夫により、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

●上層部の壁面を後退



3階建てや10mを超えるような建築物においては、上層部分の壁面を後退させることで、圧迫感や威圧感を軽減することができます。（写真はまちゾーンの例）

□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。

周辺のまちなみの特徴を十分に把握し、周辺の景観に馴染む外装材の使用を心がけてください。



周辺の建築物等と同質の素材を使用する、時間の経過とともに変化し、周辺の景観と馴染む素材を使用する（全面でなくとも部分的に）ことで、周辺の景観に配慮することができます。また、歴史的まちなみの残る場所では、積極的に自然素材を使用することを心がけてください。（写真はまちゾーンの例）



外観の仕上げを工夫することで、過度の光沢感などを防ぎ、周辺の景観から浮いた印象にならないように配慮ができます。（写真は他都市の例）

「色彩」に関する基準

□マンセル表色系を用いた色彩基準を守る。

＜基準設定の経緯＞

- ・市内にある既存の建築物について、3つのゾーンごとにサンプルを抽出し、現地にて測色、マンセル値の把握を行いました。この結果を元に、分布表を作成し、ゾーンごとの建築物の色彩傾向を把握し、その色彩傾向から、著しく外れた色彩を基準外として色彩基準を設定しました。
- ・また、この色彩基準は、脊振山系等を中心とした豊かなみどりやまちの中に点在するみどりが、本市の景観を形成する重要な要素であることから、それを大切にするために、新緑のみどり（彩度：概ね4～6）に考慮した基準としています。
- ・まちゾーンに関しては、賑わいも形成していくことが求められる場所であることから、山ゾーンや平野ゾーンよりも使用できる色彩を多く設定しています。

●色彩基準

建築物・工作物の外壁及び屋根の色彩基準は以下のとおりです。

ゾーン	色相		R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・ 青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
	種別				
山ゾーン 平野ゾーン	必須基準		彩度6以下	彩度4以下	規定なし
	推奨基準	【外壁】	明度3以上8以下 かつ彩度4以下	【外壁】 明度3以上8以下 かつ彩度2以下	【外壁】 明度3以上8以下
		【屋根】	明度5以下 かつ彩度4以下	【屋根】 明度5以下 かつ彩度2以下	【屋根】 明度5以下
まちゾーン	必須基準		彩度6以下	彩度5以下	規定なし
	推奨基準	【外壁】	明度3以上8以下 かつ彩度4以下	【外壁】 明度3以上8以下 かつ彩度3以下	【外壁】 明度3以上
		【屋根】	明度5以下 かつ彩度4以下	【屋根】 明度5以下 かつ彩度3以下	【屋根】 明度5以下

※数値基準には「必須基準」と「推奨基準」があり、必須基準は最低限守らなければならない基準、推奨基準は良好な景観を形成するため、可能な限り使用を推奨する基準です。

※表中の色相・明度・彩度については、日本工業規格 (JIS Z 8721) に採用されているマンセル表色系 (P35 参照) に基づくものです。

●以下に該当するものは色彩基準の適用除外とします。

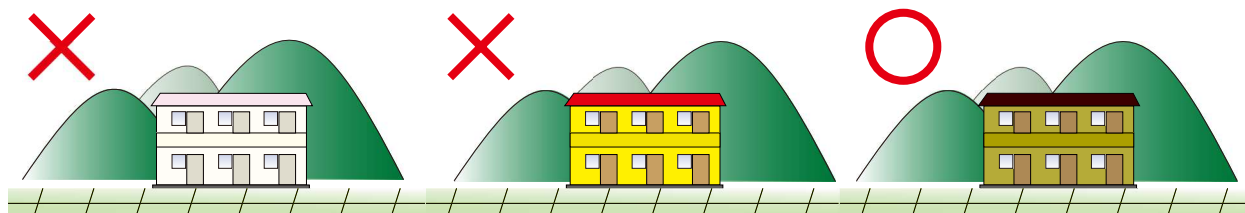
- ①無着色の木材、土壁、石材、金属板、ガラス等の素材本来が持つ色彩
- ②地域に親しまれ景観資源となっているもの
 - ・地域のランドマークの役割を果たしているもの
 - ・文化財、景観重要建造物や歴史的な寺社など
- ③他法令で色彩が規定されているもの
- ④アクセントとして用いられる色彩
 - ・各外壁面の10%以内で用いる色彩
- ⑤その他市長が認めるもの
 - ・地域住民にとって必要不可欠なもの
 - ・景観審議会等の意見を聴き、景観形成上、支障がないと認めるもの など

□周辺の自然景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める（山ゾーンのみ）。

□周辺の田園景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める（平野ゾーンのみ）。

周辺の自然景観、田園景観、集落景観等の色彩の特徴を十分に把握し、周辺景観と著しく異なる色相、明度、彩度の色彩の使用を避けるよう心がけて下さい。

●低明度、低彩度の色彩の使用



山なみや農地など自然環境の中では、明度が高く白っぽい色彩や、彩度が高く鮮やかな色彩は浮いてしまいます。高明度（目安として明度9～10）、高彩度（基準数値外）を避けることによって、周辺と調和し、落ち着いた色彩とすることができます。（左下写真）



低彩度・低明度の色彩を用いた例（山ゾーン）



上層部に明度の高い色彩を用いた例（平野ゾーン）

高層の建築物になる場合は、光の当たり方や空との見え方を考慮し、上層部には、低層部より明度の高い色彩を用いることで、周辺の景観と調和することができます。（右上写真）

●周辺の建築物等と同一もしくは類似した色彩の使用



外壁を周辺の建築物と同じ色彩でまとめた例（平野ゾーン）

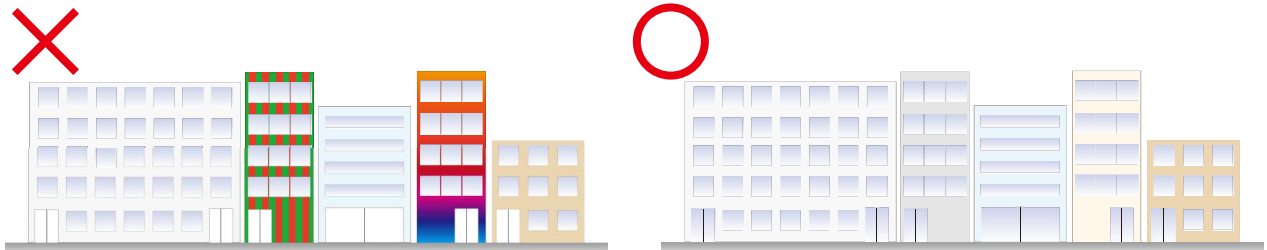


外壁を周辺の建築物と類似した色彩でまとめた例（平野ゾーン）

□周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努める（まちゾーンのみ）。

周辺のまちなみや建築物等の色彩の特徴を十分に把握し、周辺景観と著しく異なる色相、明度、彩度の色彩の使用を避けるよう心がけて下さい。

●周辺の建築物等と同一もしくは類似した色彩の使用



周辺の建築物等と同一、もしくは類似した色彩を用いることで、まとまりのあるまちなみとすることができます。まちゾーンの中で、みどり豊かな自然景観を背景とせず、周辺に高層の建築物が多い場合は、明度を高めにする事で、周辺景観と調和することができます。



周辺の建築物と同一の色彩を用いた例
（まちゾーン）

□使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。



色彩の数が多すぎると、雑然とした印象を与えてしまいます。色彩の数を少なくする（目安として外壁のベースカラーは2色以内）ことで、落ち着きがでます。



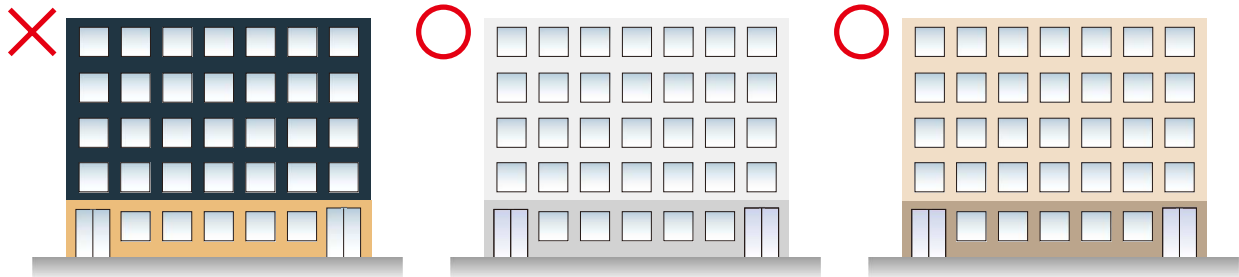
ベースカラーを1色としている例（山ゾーン）



上層部と低層部でベースカラーを2色用いている例
（まちゾーン）

□ 対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。

対比効果が大きい色彩を使用すると、小面積であってもけばけばしい印象を与えます。下記の対比効果の考え方を参考に、色彩の組み合わせを検討してください。



1つの建築物の中で類似した色彩を2色用いた例
(まちゾーン)



周辺の建築物と類似した色彩を用いた例
(平野ゾーン)

対比効果の考え方

◆ 対比効果とは

対比効果とは、色が他の色の影響によって、普段と違う見え方をする現象のことを言います。色の対比効果は、主に2種類以上の色を同時に見たときに起こりますが、その原因は、対比させた「色相」「明度」「彩度」の差から生じています。対比効果によって、より彩度が高く見える「補色対比」は特に注意が必要です。

◆ 対比効果の種類

対比効果には以下のような種類があります。

・ 色相對比

隣り合う色によって、同じ色でも色相が変化して見える効果。類似色(右図)を使用することで、対比効果を軽減できます。

・ 明度対比

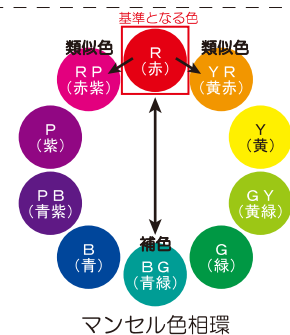
隣り合う色によって、同じ色でも明度が高く見えたり低く見えたりする効果。明度の差を小さくすることで、対比効果を軽減できます。

・ 彩度対比

隣り合う色によって、同じ色でも彩度が高く見えたり低く見えたりする効果。彩度の差を小さくすることで、対比効果を軽減できます。

・ 補色対比

彩度対比の一種で、隣り合う色が補色関係(右上図)のときに互いの彩度が高くなったように見える効果。彩度が高いほど対比効果は強調されるため、補色となる色の組み合わせを避けると同時に、彩度を抑えることでも対比効果を軽減できます。

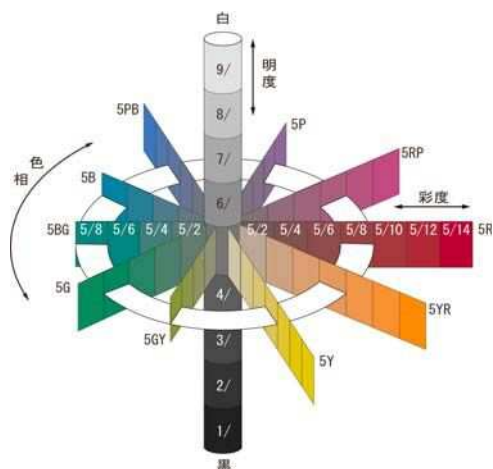


補色対比の例(他都市)

参考

マンセル表色系とは

景観計画では、色彩を正確かつ客観的に表すため、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、日本工業規格（JIS）にも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。



●色相

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

●明度

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

●彩度

彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

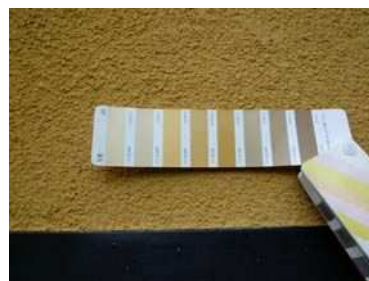
●マンセル値（マンセル記号）

マンセル値は、色彩の3つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことです。

マンセル値の測り方

①色見本を用いて測ります

右の写真のように、塗料や外装材のサンプルに正確なマンセル値の色見本を直接あてて、数値を測ります。離れて見ると、天候や光の加減で、印象が違って見えるため、注意が必要です。測った数値は、届出に必要な書類の中に記載してください。



塗料用標準色 色見本帳

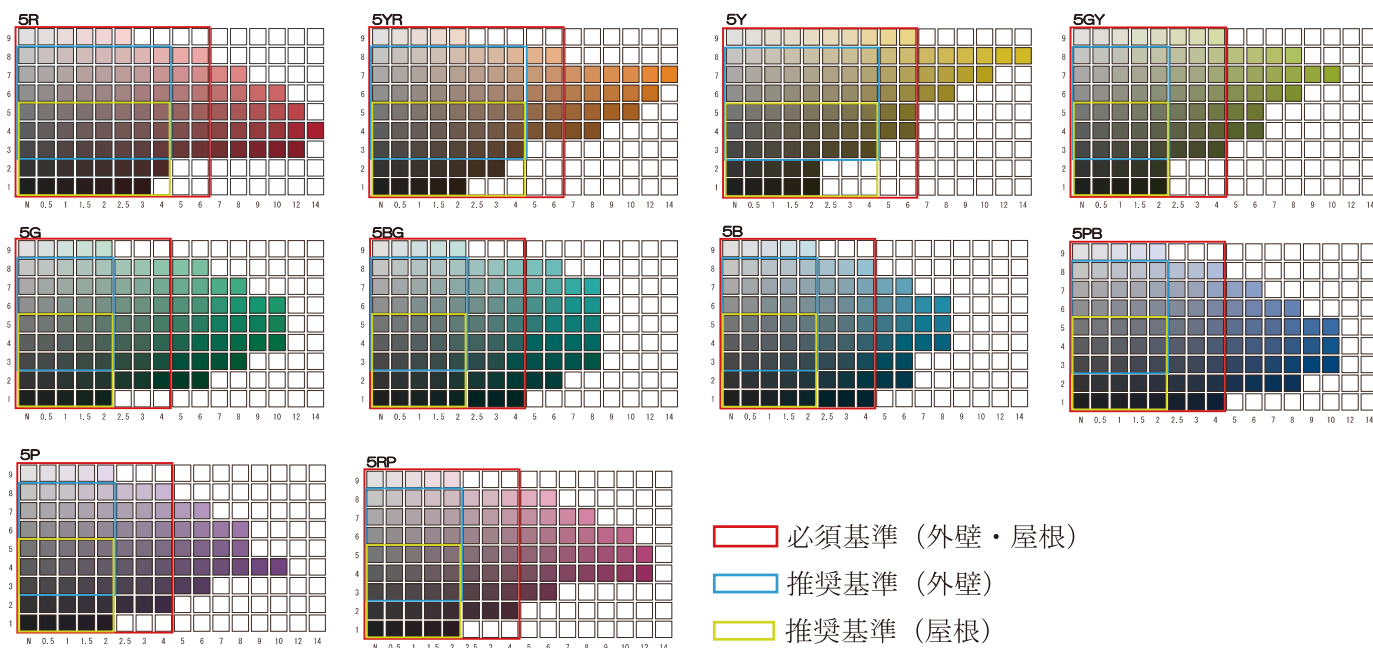
②窓口へサンプルを持参します

マンセル値を測ることが困難な場合や、測り方がわからない場合は、外装材または塗料のサンプルを、市役所窓口までご持参ください。

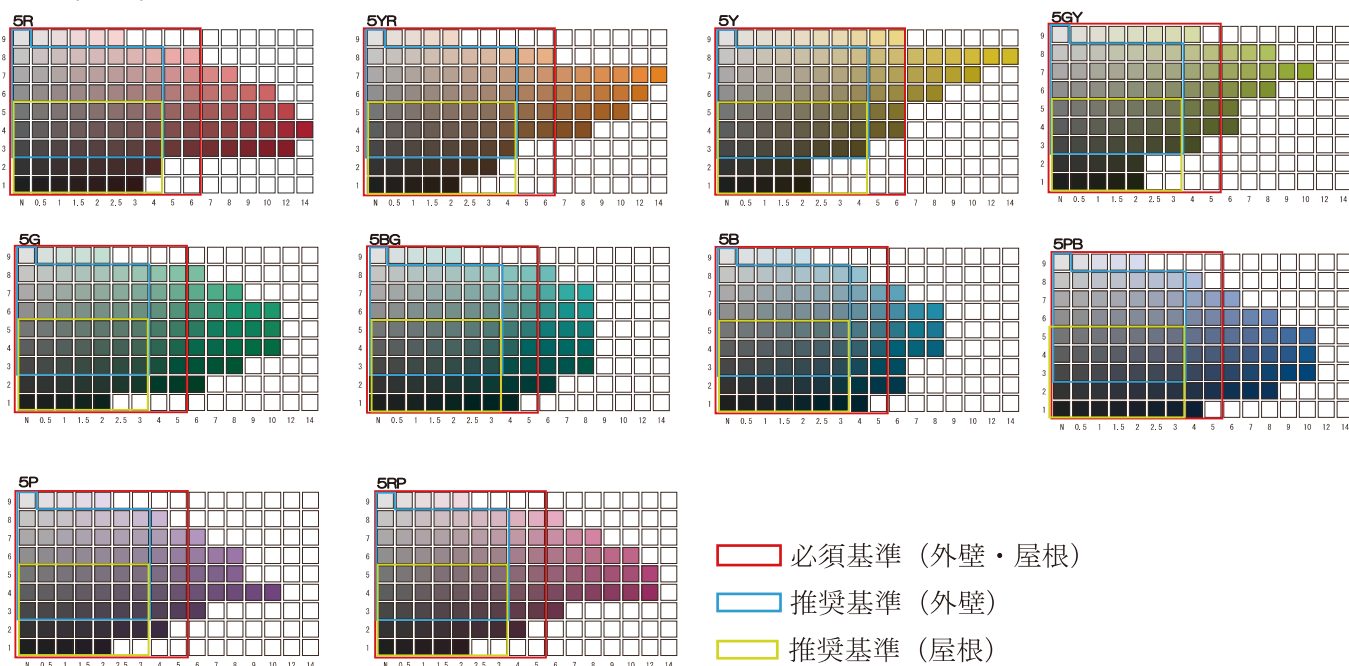
マンセルカラーチャートを用いた具体的な色彩の例

※印刷のため、実際のマンセル値とは多少色が異なります。

◆色彩基準（山ゾーン、平野ゾーン）



◆色彩基準（まちゾーン）

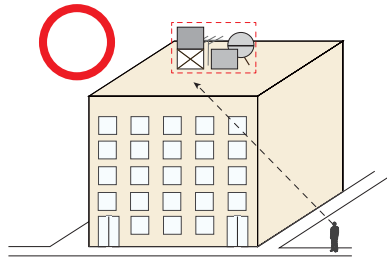
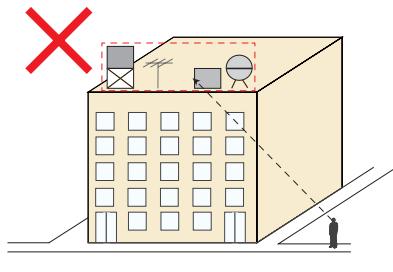


「屋外設備等」「外構・緑化」に関する基準

〈屋外設備等〉

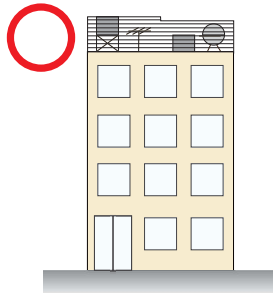
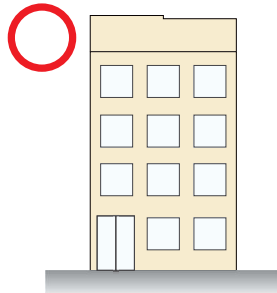
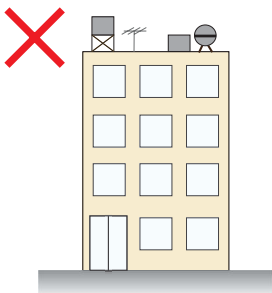
□屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。

●配置の工夫



配置を工夫することで、敷地外から見えないようにすることができます。

●目隠しの設置

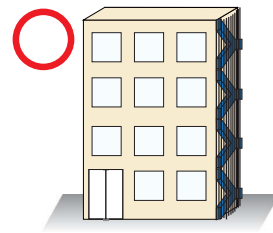
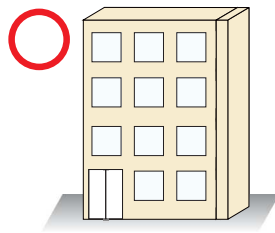
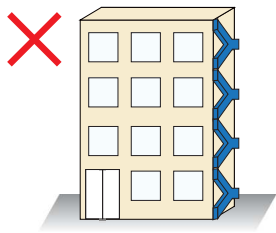


目隠しを設置した例（まちゾーン）

配置の工夫が困難な場合は、壁面の立ち上げ（イラスト中央）やルーバー（イラスト右）等の目隠しを設置することで、目立たないようにすることができます。

□屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。

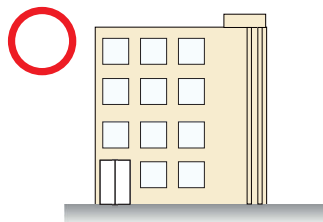
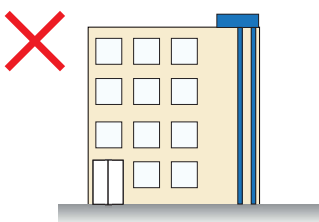
●目隠しの設置



目隠しを設置した例（まちゾーン）

屋外階段、配管等は外壁面から大きく突出しないようにし、建築物の外壁と同じ素材で覆う（イラスト中央）、またはルーバー（イラスト右）等の目隠しを設置することで、建築物本体と調和することができます。

●色彩の工夫

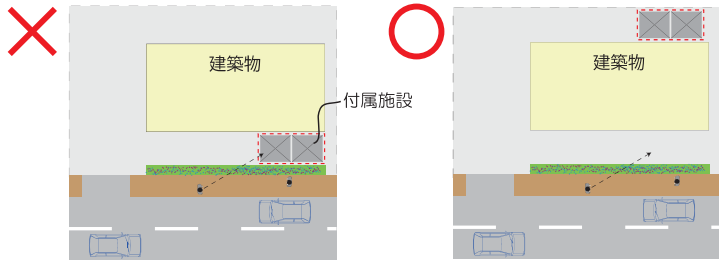


色彩を工夫した例（平野ゾーン）

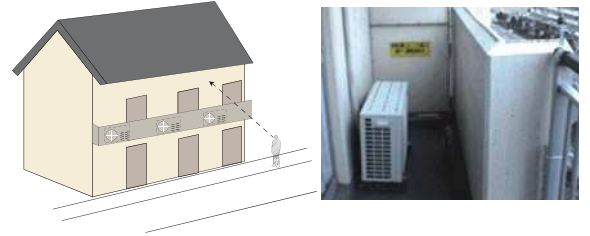
目隠しの設置が困難な場合は、屋外階段や配管等を、建築物本体の外壁と同系色の色彩とすることで、建築物本体と調和することができます。

□付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。

●配置の工夫

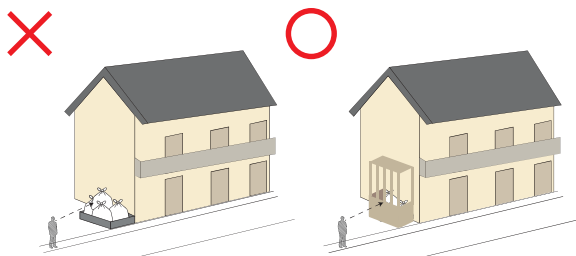


付属施設は配置を工夫することで、通りから見えないようにすることができます。



室外機等の比較的小型のものについては、道路等から見えない場所に配置することで、目立たないようにすることができます。(写真はまちゾーンの例)

●目隠しの設置

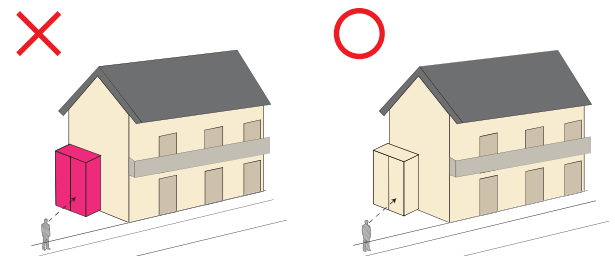


建築物本体と調和した目隠しを設置することで、周辺景観と調和することができます。



目隠しを設置した例（山ゾーン）

●色彩の工夫



付属施設の色は、建築物本体と調和するよう同系色を使用する、または本体の外壁と同じ素材を用いることで、周辺景観と調和することができます。



色彩を合わせた例（まちゾーン）

□地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。

●適正な明るさの光の使用

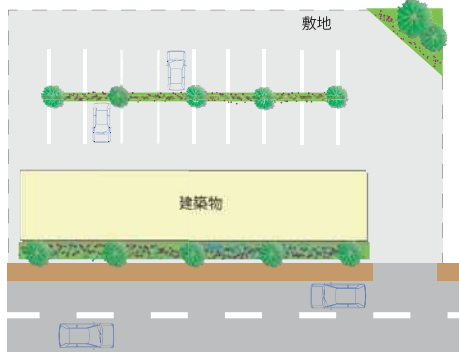


過度な明るさや原色（赤、緑、青）の多用、過剰な電飾の使用を避けることで、地域の夜間景観や周辺住民の生活環境へ配慮することができます。また、直接光源の見えない間接光を使用することで、光害を防ぐことができます。(写真はまちゾーンの例)

〈外構・緑化〉

□駐車場は、通りから見て目立たないように配慮した配置や形態・意匠とする。

●配置の工夫



駐車場を建築物の裏に配置することで、通りから直接見えないようにすることができます。



通り側に駐車場を設ける場合は、歩道より低い位置に配置することで、目立たないようにすることができます。

●目隠しの設置



配置の工夫により駐車場を目立たなくすることが困難な場合は、生垣の設置や高木植栽、緑化プランター、芝目地等を設置することで、目立たないようにすることができます。



生垣で目隠しを設置した例
(平野ゾーン)



緑化により目立たなくした例
(山ゾーン)

□柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。

●素材の工夫



ブロック塀をなるべく避け、自然素材と植栽を組み合わせることで、周辺景観と調和することができます。特に山ゾーン、平野ゾーンの山すそや集落等では、自然素材の積極的な使用を検討してください。(写真は山ゾーンの例)

●デザインの工夫



歴史的なまちなみが周辺にある場合には、歴史的建築物以外であっても外構のデザインを工夫することで、歴史的なまちなみと調和することができます。建築物そのものだけでなく、周辺の景観を視野に入れてデザインを検討してください。(写真はまちゾーンの例)

●集落としての統一感

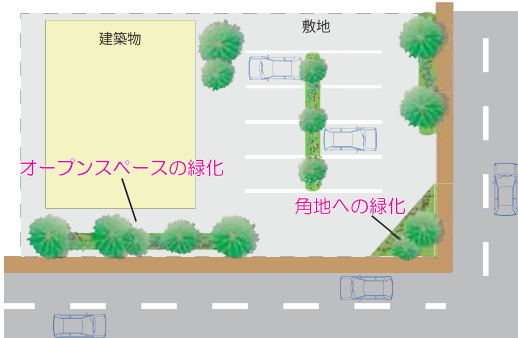


集落や住宅地の中には、住民が相互に協力して同じ素材や形態を使用している場合があります。その場合は、周辺景観への調和に配慮し、同一の素材、形態とすることで、周辺景観と調和することができます。(写真は平野ゾーンの例)

□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、背振山系等の山々への眺望景觀に配慮する（山ゾーンのみ）。

□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、山すそや背振山系等の山々、広大な田園等への眺望景觀に配慮する（平野ゾーンのみ）。

□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める（まちゾーンのみ）。



道路に面した場所に緑化した例
(山ゾーン)



緑化により山々への眺望に配慮した例
(平野ゾーン)

道路に面した場所や角地など、人の目の多く集まるところに緑化することで、周辺景觀に配慮ができます。

□緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。

●樹種のリスト（「佐賀市みどりの基本計画」参考）

- ◆山ゾーンに多い樹種
 - ・スギ、ヒノキ、サワラ植林
 - ・アカマツ群落
 - ・アカガシ二次林 など
- ◆平野ゾーン、まちゾーンの街路樹に多い樹種
 - ハナミズキ、ホルトノキ、ケヤキ、イチョウ、ヤマボウシ、コブシ、トウカエデ、モミジバフウ、ナンキンハゼ、トチノキ、サクラ、クスノキ、タラヨウ、シダレヤナギ、ユリノキ など

リストを参考にし、予定地周辺の山林や樹林地の樹種や、街路樹の樹種を調査し、それを参考にすることで、地域特性を踏まえた樹種選定を行うことができます。ただし、リストにもあるように、本市の山ゾーンには、スギ、ヒノキ等の植林がありますが、その地域の在来種（郷土種）がある場合は、そちらを積極的に取り入れることで周辺の景觀と調和することができます。

●中高木を組み合わせた植栽



中高木を組み合わせた植栽により、奥行きを感じさせることができます。また、花木や落葉樹などを取り入れることで、四季の変化を楽しめるような景觀をつくることができます。（写真はまちゾーンの例）

□敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。



推定樹齢 350 年の大楠（平成 8 年移植）
(まちゾーン)

市民に親しまれている樹木や、樹容・樹勢が優れた樹木（目安として地上 1.2m の高さにおける幹の周囲が概ね 1.5m 以上、または高さ 15m 以上）は積極的に保存するよう努めてください。また、樹木の保存が困難な場合には、良い状態を保って移植するよう努めてください。

参考

届出が不要な通常の管理行為、軽易な行為など（抜粋）～景観法第16条第7項関係～

※規則とは「佐賀市景観条例施行規則」を表します。

- 建築物（門、塀及び屋外階段を除く。）の新築、増築、改築又は移転であって、その行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
- 建築物（門、塀及び屋外階段を除く。）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、その行為に係る部分の外観の面積の合計が10㎡以下のもの
- 次に掲げる建築物（増築又は改築により次のいずれにも該当しなくなるものを除く。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア. 高さが2m以下の門
 - イ. 高さが1.5m以下かつ長さが10m以下の塀
 - ウ. 高さが5m以下の屋外階段
 - エ. 地下に設ける建築物
 - オ. 仮設の建築物
- 次に掲げる工作物（増築又は改築によりア又はイに該当しなくなるものを除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ア. 規則第2条第1号に規定する工作物で高さが1.5m以下かつ長さが10m以下のもの
 - イ. 規則第2条第2号から6号までに規定する工作物で高さが5m以下のもの
 - ウ. 規則第2条第7号から13号までに規定する工作物で築造面積が10㎡以下のもの
 - エ. 地下に設ける工作物
 - オ. 仮設の工作物
- 土石の採取その他の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超える法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 次に掲げる木竹の植栽又は伐採
 - ア. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の植栽又は伐採
 - エ. 仮植した木竹の伐採
 - オ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ア. 建築物の建築等
 - イ. 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ウ. 木竹の伐採
 - エ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - オ. 特定照明
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為 など

(問い合わせ先)

佐賀市 建築指導課 景観係

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL : 0952-40-7172

FAX : 0952-40-7392

E-mail : kenchikushido@city.saga.lg.jp



佐賀市

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



発行日 : 平成24年3月 第1刷
発行日 : 令和5年12月 第2刷